

旧市民会館跡地賃貸借に伴う
条件付き一般競争入札実施要領

※この入札に参加するには、事前に参加申込みが必要です。

入札の方法は郵送です。

- 参加申込期間 令和7年8月25日（月）から令和7年9月3日（水）まで
- 入札受付期間 令和7年9月5日（金）から令和7年9月11日（木）
【守口郵便局必着】
※ 郵送方法は一般書留郵便又は簡易書留郵便に限ります
- 開 札 日 令和7年9月12日（金）

入札に参加される方は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分把握し、同意のうえでご参加願います。

【入札担当事務局】

守口市 総務部 総務課

〒570-8666 守口市京阪本通二丁目5番5号

令和7年8月
守口市

1 物件の表示

1 貸付物件

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
守口市京阪本通二丁目	56 番 2	宅地	1,132.81
守口市松町	24 番 2	宅地	946.65
合 計			2,079.46

1-2 貸付期間

令和7年10月1日から令和10年3月31日までの30か月間

2 貸付条件

2-1 最低入札価格（月額賃料×貸付期間）

20,550,000 円

※参考 期間総額 685,000 円×30 か月＝20,550,000 円

本入札実施後、令和7年10月分から月額賃料が発生します。

2-2 用途の制限

（1）本物件については、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸することはできません。ただし、月極駐車場として運営するため賃借者と第三者が契約を結ぶことについてはこの限りではなく、可能とします。

（2）駐車場以外の用途に供さないことを条件とします。

（3）上記（2）の定めに限らず、次に掲げる用途については、許可することとしますので、設置前に本市に対し、説明資料を提出してください。

①敷地の一部にカーシェアリング用の車両を設置しサービスを提供すること。

②敷地の一部に飲料用自動販売機（酒類の販売を除く）を設置すること。

（4）貸付期間中に、市が本物件の一部又は全部の一時使用を行う場合があります。市が本物件の一時使用を決定した場合、賃借者は、協議に誠実に応じ、本物件の一部又は全部の一時使用を認めなければならないものとします。また、この場合、市の使用期間と使用面積に応じ、月額賃料を減額することを基本としますが、詳細は別途協議するものとします。

2-3 整備・維持管理

1 賃借者は、賃借地土地に自らの資金負担により、駐車場を設計・整備し、運営及び維持管理・修繕をしなければなりません。

2 賃借者は、駐車場を設計後、図面等関係書類を提出してください。

- 3 貸付期間中は、当該敷地内及び附帯工作物（外周のネットフェンス、門扉、アスファルト舗装、国道 1 号線沿い花壇の除草等）について、維持管理の責任を負うこととし、苦情などの対応は賃借者の費用負担と責任において対応してください。
- 4 賃借地は、公告日現在、駐車場用地として賃貸借契約を締結しており、令和 7 年 9 月末日までに、引き渡しを予定しています。

2-4 形質の変更

- 1 賃借者は、土地の形質を変更することはできません。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。
- 2 賃貸借土地に、建物（当該駐車場に係る表示物等を除く。）を設置することはできません。

3 入札参加資格

3-1 資格

入札には、個人、法人を問わず、どなたでも参加していただけます。

3-2 欠格事項

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条によって保佐人を附された者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 守口市暴力団排除条例（平成 25 年守口市条例第 21 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号の規定に該当する者
- ⑧ 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- ⑨ 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- ⑩ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当する者
- ⑪ 直近 3 年度の地方税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

- ⑫ 売買を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 又は第 142 条若しくは第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者を構成員とする者
- ⑬ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

4 物件、貸し付け条件等に係る質問

- ① 質問受付期間
公告日から
令和 7 年 9 月 3 日（水）まで
※ この要領を記載のホームページ下部にある「総務課へのメールによるお問い合わせはこちらから」の方法によってのみ受付します。
※ 郵送、電話、FAX による受付は行いません。
※ 送信後、必ず入札担当事務局に電話し到着を確認すること。
※ 質問の様式は自由ですが、質問者氏名、住所または所在地、連絡先、担当者を明記してください。なお、明記等が無い場合はお答えできません。
- ② 質問回答期限
質問の回答については、令和 7 年 9 月 5 日（金）までを予定しています。
- ③ 回答方法
守口市ホームページに掲載します。

5 入札参加申込み手続き

5-1 入札参加申込み

入札に参加するためには、事前の申し込みが必要です。

入札への参加を希望する方は、入札参加資格を確認し、必要資料を作成のうえ所定の日時に申し込んでください。

- ① 提出方法 メール又は持参
- ② 提出期間 公告日 から
令和 7 年 9 月 3 日（水）午後 5 時 まで
- ③ 提出先 メールの場合
申込先アドレス kanzai@city.moriguchi.lg.jp
持参の場合
大阪府守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号
守口市 総務部 総務課（守口市役所 4 階 北エリア）
- ④ 必要書類
ア 一般競争入札参加申込書

- ・入札参加様式－１
- イ 守口市暴力団排除条例に基づく誓約書（入札参加様式－２）
- ウ 入札参加者確認書類（いずれか１点）
 - ・法人の場合は、発行されてから３か月以内の
 - 「商業登記簿謄（抄）本」
 - 「登記事項証明書」
 - 「印鑑（登録）証明書」のうち、いずれか１点（写し可、複数ページで交付された書面の場合は、全ページ分必要）
 - ・個人の場合は、「本人確認書類（運転免許証等）の写し」。
 - 又は、発行されてから３か月以内の
 - 「住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの）」
 - 「印鑑（登録）証明書」のうちのいずれか１点（写し可、複数ページで交付された書面の場合は、全ページ分必要）

※ 提出書類等については、返却いたしませんのでご了承ください。

５－２ 一般競争入札参加資格確認通知書の送付

入札参加申込後、審査の上適正と認められる方に、一般競争入札参加資格確認通知書を E-mail で送付します。審査により不適正と認められる申込については、別途ご連絡します。

※ 一般競争入札参加資格確認通知書を受け取った際は、必ず入札担当事務局宛てに受取確認の返信をすること。

※ 一般競争入札参加資格確認通知書は、参加申込期間後、令和７年９月４日（木）送付予定です。

５－３ 入札参加申込みにかかる注意事項

- ① 入札参加資格を確認するための書類の内容確認の結果、資格が不十分であった者は、入札に参加することができません。
- ② 入札参加申込者名、申込者数等は、開札結果の公表までの間、公表いたしません。

【注意】

※ 賃貸借契約は、入札参加申込された名義以外では行いません。

※ 申込受付後に、欠格条項に該当して入札参加資格が無いことが判明した場合は、

職権にて受付を取り消します。

6 入札方法

6-1 入札（郵送による入札）

- ① 入札受付期間 令和7年9月5日（金）～令和7年9月11日（木）【必着】
- ② 注意点
 - ア. 一般競争入札参加資格確認通知書及び本要領に基づき、提出してください。
 - イ. 直接持込による提出は受け付けません。
 - ウ. 一般書留郵便又は簡易書留郵便で郵送してください。普通郵便その他の方法で郵送された場合、無効な入札として取り扱います。

※ 入札保証金について

この入札に参加するには、市指定の口座への振り込みによって入札保証金を納付していただく必要があります。振込先口座は、一般競争入札参加資格確認通知書に記載してお知らせします。なお、振込手数料は入札参加者の負担となります。

① 納付期間

一般競争入札参加資格確認通知書の通知日 から 令和7年9月11日（木）まで
※ 上記納付期間外に納付された場合は無効となりますのでご注意ください。

② 金額

入札予定金額の100分の3に相当する額以上を納付してください。

③ 入札保証金の還付

落札者以外の入札保証金は、開札終了後必要な事務処理期間を経て、請求書で指定された口座に振り込みます。

落札者の入札保証金は、敷金（契約保証金）へ充当するか契約が確定した後に返還するかを選択してください。

なお、入札保証金に利息は付しません。

④ 入札保証金の帰属

落札者が、正当な理由がなく契約を締結しないときは、入札保証金は守口市に帰属することとします。

6-2 無効とする入札

次の①～⑪のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 令和7年9月11日までに、守口郵便局へ到着しない入札
- ③ 署名及び記名押印のいずれも欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札

- ⑦ 入札金額が、本市の定めた最低入札価格を下回って記入した入札
- ⑧ 開札前に入札参加資格を有すると認められた者であっても、開札までに入札参加資格を満たさなくなった者が行った入札
- ⑨ 虚偽の申請を行った者がした入札
- ⑩ 封筒に必要書類が封入されていない入札
- ⑪ 必要書類が、一般書留又は簡易書留郵便で郵送されていない入札

6-3 入札にあたっての注意事項

① 入札時に提出する書類

ア. 入札書

イ. 請求書（入札保証金還付請求用）

② 郵送方法

一般書留又は簡易書留により郵送し、守口郵便局留としてください。

③ 郵送先

〒570-8799

守口市日吉町2丁目5番2号

日本郵便株式会社 守口郵便局留 守口市総務課

④ 入札書等の提出方法 ※ 詳細は⑦「封筒の作成方法」参照

ア. 大きさ、色などに指定はありませんので、任意の封筒を使用していただいで構いません。次の大きさの封筒があれば、そちらを使用してください。

- ・ 中封筒：長型4号（90×205 mm）又は角形A4号（228×312 mm）
- ・ 外封筒：長形3号（120×235 mm）又は角形2号（240×332 mm）

イ. 中封筒には、提出書類を入れ、糊付けし、表面には件名、開札日を記載し、「入札書在中」と朱書きしてください。裏面には入札者の住所又は所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、実印により封緘（2箇所）してください。

ウ. 外封筒には、中封筒を入れ、糊付けし、表面には上記の郵送先、件名、開札日、差出人の住所又は所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、「入札書類在中」と朱書きし、封緘してください。

エ. 中封筒には、「① 入札時に提出する書類」の書類を封入してください。

オ. 外封筒には、必要書類を封入した中封筒を封入してください。

⑤ 入札書等の記載方法

ア. 入札書及び委任状の日付は、「開札日」を記入してください。

イ. 入札書には、入札者の「住所又は所在地」及び「氏名又は名称」を記入の上、入札者の署名又は記名押印をしてください。

⑥ その他

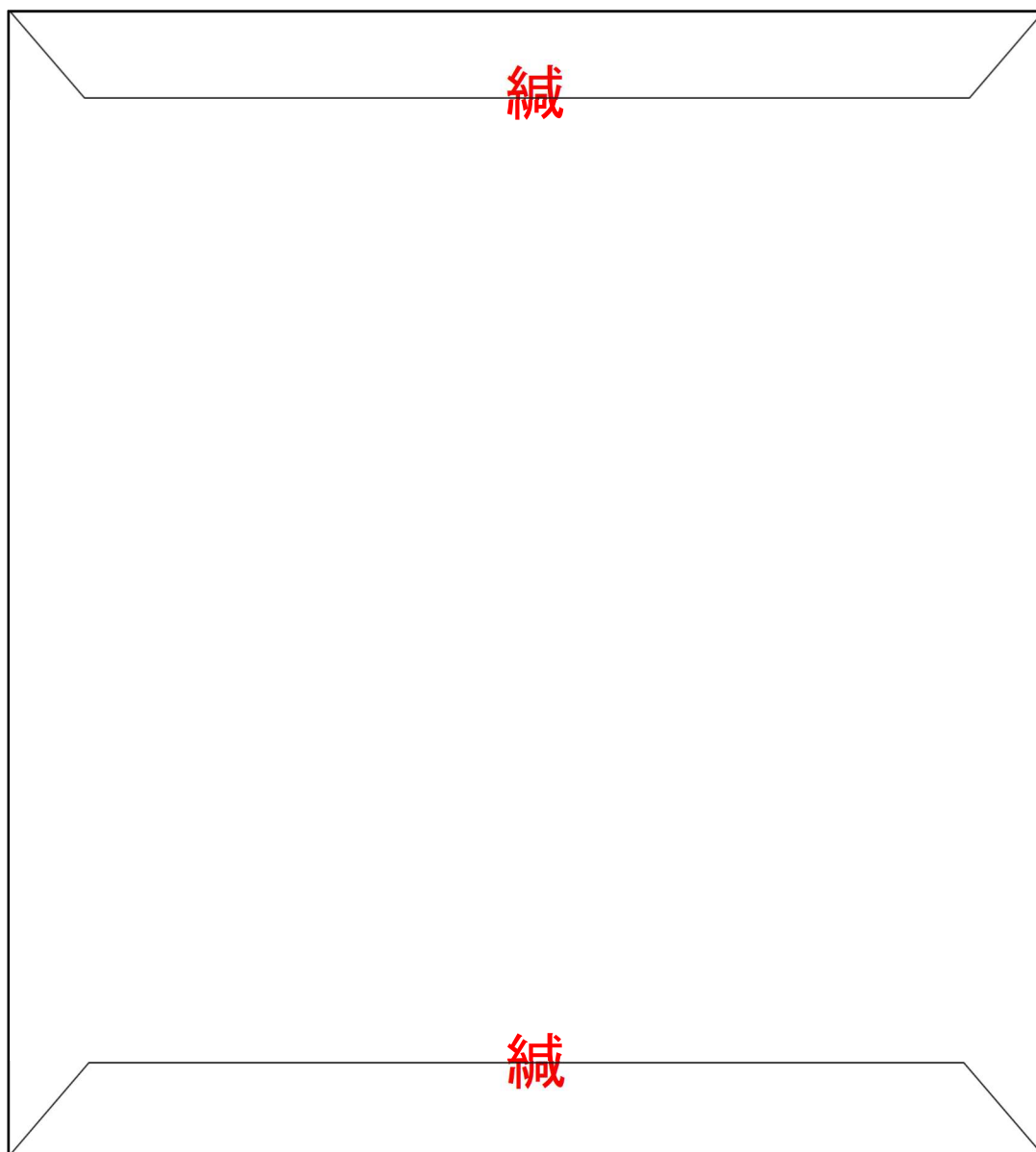
- ア. 守口郵便局へ封筒を持ち込み、届けることはできますが、開札場所、入札担当課の窓口等に直接届けることはできません。
- イ. 封筒に必要な記載がなされていない場合や必要な書類が同封されていない場合は、入札が無効になります。
- ウ. 差出控えは、開札が終わるまで大切に保管してください。郵便物の配達状況は、郵便物の受領書に記載されている引受番号によって、郵便局への電話又は日本郵便株式会社ホームページで確認することができます。
- エ. 郵送された入札書類は返却しません。

- ⑦ 封筒の作成方法
ア. 外封筒の作成方法
(表面)

		〒 570 - 8799
守口市日吉町2丁目5番2号		
日本郵便株式会社 守口郵便局留		
守口市役所総務課行		
件名	<u>旧市民会館跡地賃貸借に伴う</u> <u>条件付き一般競争入札</u>	
開札日	<u>令和7年9月12日</u>	
差出人		
住所又は所在地	<u>〇〇〇〇</u>	
商号又は名称	<u>〇〇〇〇</u>	
代表者職氏名	<u>〇〇〇〇</u>	
入札書類在中		

※ 「入札書類在中」は、朱書きしてください。

(裏面)



イ. 中封筒の作成方法

(表面)

件名	旧市民会館跡地賃貸借に伴う 条件付き一般競争入札
開札日	令和7年9月12日
入札書在中	

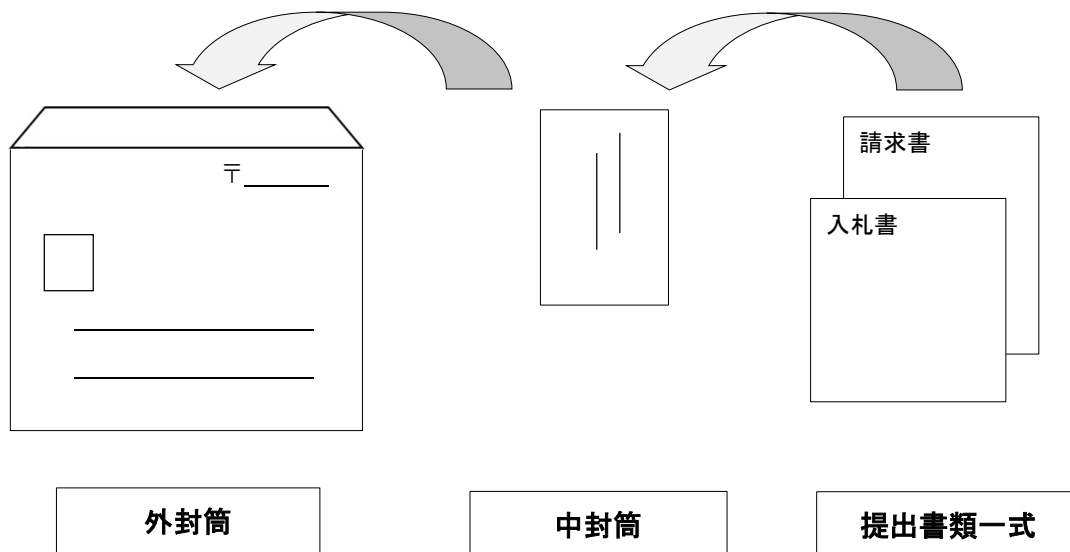
※ 「入札書在中」は、朱書きしてください。

(裏面)

住所又は所在地	〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇〇〇
代表者職氏名	〇〇〇〇

※ ア. 外封筒、イ. 中封筒ともに封筒に社名等があらかじめ印字されている封筒については、記載例に示している必要部分の読取りに支障がない範囲であれば使用可とします。

※ 外封筒に提出書類を封入した中封筒を入れ、一般書留又は簡易書留で郵送してください。2つの封筒を別々に郵送しないでください。



6-4 開札

開札について、次のとおり実施します。立ち会いは不要ですが、希望される方は立ち会うことができますので、確認の上、ご来場ください。

- ① 日 時 令和7年9月12日(金) 午前10時30分
- ② 場 所 守口市役所4階 南エリア 入札室(予定)
- ③ 開札当日持参していただくもの
書留郵便の受領証など入札者又はその代理人であることを証する書面
- ④ 開札の留意事項
開札会場に入場できるのは1者2名迄とします。

7 落札者の決定

次の方法により落札者を決定します。

- ① 有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
- ② 最高金額の入札をした者が2以上あるときは、その場において、くじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。
- ③ 入札者又は代理人が開札会場にいない場合は、当該入札事務に関係のない守口市職員が当該入札者又はその代理人に代わって立会・くじを引きます。

※ 入札の公平性・透明性確保のため、落札した物件については、その内容(物件所在地、数量、落札者の氏名(法人の場合は法人名)・落札金額、申込者の氏名(法人の場合は法人名)・入札金額)をホームページ等で公表いたしますので、参加者はこのことを了承した上でお申込みいただいているものと判断します。

8 個人情報の提供

落札者が、守口市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であることの確認をするため、同条14条第2項の規定に基づき収集した個人情報を大阪府警察本部長及び守口警察署長に提供します。

なお、これにより落札が無効となった場合は、納付された入札保証金は返還しませんので、予めご了承ください。

9 賃貸借契約

9-1 賃貸借契約の締結

- ① 契約書の作成を要します。
- ② 賃貸借契約は必ず「落札者」名義で締結していただきます。
- ③ 守口市と落札者との賃貸借契約は、賃貸借契約書(案)に基づき、令和7年9月中

に締結する予定です。（詳細については、落札者に通知します）。

- ④ 契約に要する費用は落札者の負担とします。

9-2 危険負担

落札者は、入札物件が現状有姿の貸付であることを理解し、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は貸付代金の減額等を請求することができないこととします。

9-3 敷金（契約保証金）

敷金は、契約金額の100分の10以上とします。落札後守口市が指定する口座への振込により納付してください。この敷金は契約期間満了後に返還しますが、敷金に利息は付しません。なお、貸付期間中に契約金額の変更があった場合は、その差額を納付いただきます。また、振込手数料は落札者の負担となります。

9-4 賃借料の納入

賃借料は、契約締結後、守口市が指定する口座への振込により、月額を前月末（初月を除く）までに納入してください。なお、振込手数料は落札者の負担となります。

（例：令和7年10月及び11月分は令和7年10月31日までに納付、令和7年12月分は令和7年11月28日までに納付、令和7年1月分は令和7年12月31日までに納付、以降繰り返し）

10 違約金

貸付け条件に違反した場合は、契約金額の100分の30（報告調査義務違反等の場合は契約金額の100分の10）を違約金として支払っていただきます。なお、賃貸借契約書にはこの旨規定することになります。

11 その他

① 地域貢献等

本件土地の利用に当たっては、周辺コミュニティとの良好な関係形成、地域貢献等について十分配慮いただくよう希望します。

なお、落札後、速やかに現状確認を行ない、適切な管理を行なってください。

② その他

入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及びこの入札実施要領を熟知し同意の上で、入札に参加してください。また、入札方法等について

守口市長からの指示事項があった場合は、これを遵守してください